

所管部課		政策経営部人事課	部長		藤本 貴史	
件 名		東大和市職員の昇給に関する基準の一部改正について				
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
	部課機関					
1. 要 旨						
(1) 改正理由						
介護休暇を取得した場合における昇給について、東京都職員の昇給に関する制度と均衡を図るため、基準の一部を改正する。						
(2) 主な改正内容						
病気休暇、介護休暇、休職、私事欠勤、無届欠勤、遅刻及び早退の事由による欠勤等の日数がある場合は、その日数に応じて昇給の決定を行っているところであるが、当該欠勤の事由から、介護休暇を除く。						
(3) 施行日						
市長決裁日から施行する。						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
東京都職員の昇給の取扱いについては、東京都総務局行政部市町村課に確認済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						
了承						